

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の施行期日を定める政令案 参照条文 目次

○広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）…………… 1

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

○広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）
附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。